

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
根拠条項	第 37 条の 2 第 1 項		
許認可等の種類	結核適正医療の公費負担に係る承認		
法令の定め	<p>都道府県は、結核の適正な医療を普及するため、その区域内に居住する結核患者又はその保護者から申請があったときは、当該結核患者が結核指定医療機関において厚生労働省令で定める医療を受けるために必要な費用の 100 分の 95 に相当する額を負担することができる。ただし、当該患者が、戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）の規定によつて医療を受けることができる者であるときは、この限りでない。</p> <p>(基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公費負担の申請権者 道内（政令市を除く。）に居住する結核患者及びその保護者</li> <li>2 公費負担できる医療機関（感染症法第 37 条の 2 第 1 項） 結核指定医療機関</li> <li>3 医療の範囲（感染症法施行規則第 20 条の 2） (1) 化学療法 (2) 外科的療法 (3) 骨関節結核の装具療法 (4) (1) ~ (3) に掲げる医療に必要なエックス線検査、結核菌検査及び赤血球沈降速度検査 (5) (2) 及び (3) に掲げる医療に必要な処置その他の治療 (6) (2) 及び (3) に掲げる医療に必要な病院又は診療所への収容（食事の給与及び寝具設備を除く。）</li> <li>4 公費負担の承認期間 保健所が申請書を受理した日を始期とし、その日から 6 ヶ月以内の日を終期とする。 ただし、申請書の提出が郵送その他特別の事情のため日を要した場合には、当該事情の継続した期間について公費負担を承認する。</li> </ol>		
審査基準	法の定めによる		
標準処理期間	総期間	15 日・ <del>日</del>	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	15 日・ <del>日</del>	( )
処分担当課	総合振興局・振興局 (電話番号： )		
申請先	総合振興局・振興局 (電話番号： )		
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ (電話番号： 011-204-5253)		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

No. 13

(平成27年10月1日作成)

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
根拠条項	第38条第2項		
許認可等の種類	感染症指定医療機関の指定		
法令の定め	第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関の指定、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院（結核指定医療機関にあつては、病院若しくは診療所（第六条第十五項の政令で定めるものを含む。）又は薬局）について、その開設者の同意を得て、都道府県知事が行うものとする。		
審査基準	法の定めによる		
標準処理期間	総期間	5日・ <del>日</del>	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	5日・ <del>日</del>	( )
処分担当課	保健福祉部・総合振興局・振興局 (電話番号： )		
申請先	総合振興局・振興局 (電話番号： )		
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ (電話番号：011-204-5253)		
備考	結核指定医療機関の指定のみ保健福祉事務所専決事項 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/</a>		

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律												
根拠条項	第 42 条第 1 項												
許認可等 の種類	結核患者の緊急時の療養費の支給												
法令の定め	<p>都道府県は、第 19 条若しくは第 20 条(これらの規定を第 26 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者が、当該病院若しくは診療所から第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者(第 26 条において読み替えて準用する第 19 条又は第 20 条の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。)が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所(第 6 条第 15 項の政令で定めるものを含む。)若しくは薬局から第 37 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第 37 条第 1 項又は第 37 条の 2 第 1 項の規定によって負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。第 19 条若しくは第 20 条の規定により感染症指定医療機関に入院した患者が感染症指定医療機関から第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第 37 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第 37 条第 1 項又は第 37 条の 2 第 1 項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。</p> <p>(基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>次に該当する結核患者が、緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外のものから結核医療を受けたとき及び緊急やむを得ない理由により公費負担の承認申請をしないで指定医療機関で結核医療を受けたとき。道内(政令市を除く。)に居住する患者であること。</li> <li>結核医療の基準による医療であること。</li> <li>当該医療を受けた当時、その医療が必要であったと認められる場合。</li> <li>支給する医療費の額は、健康保険法の診療報酬の例により算定した額とする。ただし、 <ol style="list-style-type: none"> <li>感染症法第 37 条の 2 に規定する医療の費用を申請する者にあつては、保健所長が承認した結核医療に要した費用の 100 分の 95 に相当する額とする。</li> <li>感染症法第 37 条に規定する医療の費用を申請する者にあつては、当該患者、患者の配偶者及び民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者の所得税合計額によって算定した自己負担額を控除した額とする。</li> </ol> </li> </ol>												
審査基準	法の定めによる												
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>20 日・<del>日</del></td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>5 日・<del>日</del></td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15 日・<del>日</del></td> <td>( )</td> </tr> </table>	総期間	20 日・ <del>日</del>	(注：休日は含まない。)	経由機関	5 日・ <del>日</del>	( )	協議機関	日・月	( )	処分機関	15 日・ <del>日</del>	( )
総期間	20 日・ <del>日</del>	(注：休日は含まない。)											
経由機関	5 日・ <del>日</del>	( )											
協議機関	日・月	( )											
処分機関	15 日・ <del>日</del>	( )											
処分担当課	保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患 <sup>ク</sup> グループ (電話番号：011-204-5253)												
申請先	総合振興局・振興局 (電話番号： )												
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患 <sup>ク</sup> グループ (電話番号：011-204-5253)												
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/</a>												

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
根拠条項	第 37 条第 1 項		
許認可等の種類	入院医療費の負担		
法令の定め	<p>都道府県は、都道府県知事が第 19 条若しくは第 20 条（これらの規定を第 26 条において準用する場合を含む。）又は第 46 条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診察</li> <li>2 薬剤又は治療材料の支給</li> <li>3 医学的処置、手術及びその他の治療</li> <li>4 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護</li> </ol> <p>(基準)</p> <p>保健所長が第 19 条若しくは第 20 条又は第 46 条の規定により入院の勧告又は入院の措置を行った患者であること。</p>		
審査基準	法の定めによる		
標準処理期間	総期間	15 日・ <del>日</del>	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	15 日・ <del>日</del>	( )
処分担当課	総合振興局・振興局 (電話番号： )		
申請先	総合振興局・振興局 (電話番号： )		
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患 <sup>ク</sup> グループ (電話番号：011-204-5253)		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/</a>		

法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		
根拠条項	第 42 条第 1 項		
許認可等の種類	療養費の支給（結核患者を除く）		
法令の定め	<p>都道府県は、第 19 条若しくは第 20 条（これらの規定を第 26 条において準用する場合を含む。）若しくは第 46 条の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）が、当該病院又は診療所から第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第 37 条第 1 項の規定によって負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。第 19 条若しくは第 20 条若しくは第 46 条の規定により感染症指定医療機関に入院した患者が感染症指定医療機関から第 37 条第 1 項各号に掲げる医療を受けた場合において当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第 37 条第 1 項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。</p> <p>（基準）</p> <p>保健所長が第 19 条若しくは第 20 条又は第 46 条の規定により入院の勧告又は入院の措置を行った患者であること。</p>		
審査基準	法の定めによる		
標準処理期間	総期間	7 日・ <del>日</del>	（注：休日は含まない。）
	経由機関	日・月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	7 日・ <del>日</del>	（ ）
処分担当課	総合振興局・振興局（電話番号： ）		
申請先	総合振興局・振興局（電話番号： ）		
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局地域保健課感染症・特定疾患グループ（電話番号：011-204-5253）		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/</a>		